

令和6年12月10日

第18回水俣市農業委員会

## 第18回水俣市農業委員会

- |   |          |                           |      |         |     |         |  |  |  |
|---|----------|---------------------------|------|---------|-----|---------|--|--|--|
| 1 | 開催場所     | 庁舎2階会議室A B                |      |         |     |         |  |  |  |
| 2 | 開催日時     | 令和6年12月10日                |      |         |     |         |  |  |  |
|   | 開会       | 9時30分                     |      |         |     |         |  |  |  |
|   | 閉会       | 10時37分                    |      |         |     |         |  |  |  |
| 3 | 出席委員     |                           |      |         |     |         |  |  |  |
|   | 農業委員     | 13名                       | 1番   | 坂本 隆司 君 | 8番  | 西本 和代 君 |  |  |  |
|   |          |                           | 2番   | 竹下 正治 君 | 9番  | 戸次 治夫 君 |  |  |  |
|   |          |                           | 3番   | 中村 清治 君 | 10番 | 稲田 祐市 君 |  |  |  |
|   |          |                           | 4番   | 金田一充章 君 | 12番 | 前田 仁 君  |  |  |  |
|   |          |                           | 5番   | 淵上 正嗣 君 | 13番 | 山下 隆敏 君 |  |  |  |
|   |          |                           | 6番   | 寒川 勝 君  | 14番 | 鬼塚 浩三 君 |  |  |  |
|   |          |                           | 7番   | 山内 英明 君 |     |         |  |  |  |
|   | 推進委員     | 13名                       | 15番  | 宮森 功房 君 | 23番 | 松本 公昭 君 |  |  |  |
|   |          |                           | 16番  | 蒔元 政廣 君 | 24番 | 森下 義孝 君 |  |  |  |
|   |          |                           | 17番  | 竹本 義幸 君 | 25番 | 坂口 新一 君 |  |  |  |
|   |          |                           | 18番  | 嶋田 一成 君 | 26番 | 山口 初憲 君 |  |  |  |
|   |          |                           | 19番  | 岡本 成道 君 | 27番 | 古里 君廣 君 |  |  |  |
|   |          |                           | 20番  | 中村 幸充 君 | 28番 | 山澤 親徳 君 |  |  |  |
|   |          |                           | 22番  | 池田 郁雄 君 |     |         |  |  |  |
| 4 | 欠席委員     |                           |      |         |     |         |  |  |  |
|   | 農業委員     | 1名                        | 11番  | 廣島 康雄 君 |     |         |  |  |  |
|   | 推進委員     | 1名                        | 21番  | 鐘ヶ江鼓子 君 |     |         |  |  |  |
| 5 | 議事日程     |                           |      |         |     |         |  |  |  |
|   | 第1       | 議事録署名委員の選出                |      |         |     |         |  |  |  |
|   | 第2       | 議第61号 非農地証明書交付について        |      |         |     |         |  |  |  |
|   |          | 議第62号 農地法第3条の許可申請について     |      |         |     |         |  |  |  |
|   |          | 議第63号 農地法第5条の許可申請について     |      |         |     |         |  |  |  |
|   |          | 議第64号 農用地利用集積計画の申出について    |      |         |     |         |  |  |  |
|   |          | 議第65号 農用地利用集積等促進計画の申出について |      |         |     |         |  |  |  |
| 6 | 農業委員会事務局 |                           |      |         |     |         |  |  |  |
|   | 局 長      | 山村 良一                     | (欠席) |         |     |         |  |  |  |
|   | 主 幹      | 遠山 悦史                     |      |         |     |         |  |  |  |
|   | 主 任      | 山内 哲郎                     |      |         |     |         |  |  |  |
|   | 主 任      | 山本 千夏                     |      |         |     |         |  |  |  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <p>議 長<br/>(坂本隆司君)</p>  | <p>只今より、第18回水俣市農業委員会会議を開催いたします。<br/>本日出席の農業委員は、13名です。<br/>欠席者は、11番廣島委員です。<br/>よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。<br/>本日の署名委員は、10番、稲田委員、12番、前田委員にお願いします。<br/>なお、農地利用最適化推進委員は、13名です。<br/>欠席者は、21番、鐘ヶ江委員です。<br/>報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。<br/>本日は、3番、中村委員にお願いします。</p>   |
| <p>3番委員<br/>(中村清治君)</p> | <p>農業委員会憲章<br/>一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。</p>   |
| <p>議 長</p>              | <p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>   |
| <p>事務局<br/>(遠山悦史君)</p>  | <p>はい、議長。</p>   |
| <p>議 長</p>              | <p>はい、事務局。</p>  |
| <p>事務局</p>              | <p>報告事項について、ご説明申し上げます。<br/>報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。<br/>議案書は、1ページになります。<br/>2件ございます。<br/>転用目的は、記載のとおりです。<br/>表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で工事完了報告書の提出がありました。<br/>そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので御報告申し上げます。<br/>次に、報告事項(2)農用地利用集積等促進計画の認可について、でございます。<br/>議案書は、2ページから4ページになります。<br/>4件でございます。<br/>こちらは令和6年11月8日の第17回農業委員会会議で、熊本県農業公社から借り人への農用地利用集積等促進計画の申し出について、御審議、御承認いただいた農地になります。<br/>議案書記載のとおり、5年間の転借を終え、熊本県農業公社が転</p> |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | <p>貸人となり、改めて転借人への貸借について、令和6年11月22日付けで熊本県知事から認可されたものです。</p> <p>土地の所在、地目、面積は、それぞれ記載のとおりです。</p> <p>期間は、令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年となっております。</p> <p>利用目的は、さつまいもでございます。</p> <p>借り賃は無償で、利用権の種類は使用貸借権となっております。</p> <p>場所は、4ページをご覧ください。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p>  |
| 議 長               | <p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第61号、非農地証明書交付について、を議題といたします。</p> <p>私が担当ですので、私から説明します。</p>  |
| 1 番委員<br>(坂本隆司君)  | <p>6ページをご覧ください。</p> <p>議第61号、非農地証明書交付について、1番をご説明いたします。</p> <p>申請人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目、台帳畑、現況、山林です。</p> <p>面積は、5,909㎡。</p> <p>申請地は、7ページをご覧ください。</p> <p>道路から上って行きまして、左方向に上がり、そこから50mほど行った所です。</p> <p>現地調査を5日の日に、事務局2名、農業委員2名、行政書士の5名で行いました。</p> <p>状況は8ページに写真が載っています。</p> <p>この土地は、2000年から作付けされておられず、竹林や雑木が生えています。</p> <p>家がありましたが売れまして、周りは農地になっています。</p> <p>重機を入れても、作物もありませんので、非農地としていいかと考えて参りました。</p> <p>よって、農地法第2条の規定により、農地には該当しないと思われるので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長               | <p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>  |
| 1 8 番委員<br>(嶋田一成) | <p>ここは私の担当地ですので、私が住んでいる所の傍ということで良く知っていますが、昔から山林化になっていて、農地の調査で出向いていますが、年々荒れ果てて来ていて、猪、鹿の被害があって、被害の状況が続いています。</p> <p>それとこの場所は、北側を向いていまして、両サイドが森林化で日が当たらないということがあり、農地としてはなかなか作物が出来ないということで、何十年か前に住人の方が、もう辞めたと話していましたので、御審議よろしく願いいたします。</p>  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 議 長               | 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。   |
|                   | (なしと言うものあり)  |
| 議 長               | 御質疑、御異議もないようですので、議第61号、非農地の証明交付については、証明書を交付することとしてよろしいですか。   |
|                   | (異議なしと言うものあり)  |
| 議 長               | 御異議もないようですので、議第61号、非農地証明書交付については、は農地法第2条第1項の農地には、該当しないため、証明書を交付することに決定します。<br>次に移ります。<br>議第62号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。<br>関係委員の説明をお願いします。   |
| 6 番委員<br>(寒川勝君)   | はい、議長。   |
| 議 長               | はい、6番、寒川委員をお願いします。   |
| 6 番委員             | 議第62号、農地法第3条許可申請の1番について説明いたします。<br>譲渡人、譲受人、申請地は、議案書記載のとおりです。<br>地目は、台帳現況共に畑になっています。<br>面積は、103㎡です。<br>申請地は、11ページをご覧ください。<br>譲受人のご自宅のすぐ裏が申請地となっています。<br>現地調査を12月5日に、事務局2名、譲受人の奥様、推進委員の山澤さんと私の計5名で現地確認、利用状況等を確認して参りました。<br>譲受人は、田畑を合計5,090㎡耕作されていて、農作業従事日数も180日で、奥様のほうが150日ということで、農地の効率的且つ、総合的な量の確保に何ら支障はないと思っています。<br>従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしく願いいたします。 |
| 10 番委員<br>(稲田祐市君) | はい、議長。   |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 議 長             | はい、10番、稲田委員にお願いします。  |
| 10番委員           | <p>議第62号、農地法第3条許可申請の2番について説明いたします。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請農地は、5筆あります。</p> <p>地目は、3筆が台帳現況共に田、2筆が畑となっています。</p> <p>5筆の面積は、合計で、2,088㎡。</p> <p>所有権移転、贈与です。</p> <p>申請地は、12ページの地図をご覧ください。</p> <p>譲受人の状況は、近年、水俣に移住されまして、実家が市内で水稲と野菜栽培をされており、移住される前も帰省のうちに農作業のほうを頑張っておられました。</p> <p>移住されてからも、私の住まいの傍で、農作業の方も頻繁に手伝っていただいて、経験豊富です。</p> <p>農業従事日数も移住されてから、160日以上と頑張っておられます。</p> <p>現地調査を、12月5日に事務局2名、行政書士の方、譲受人本人と、担当推進委員の蒔元さんの6名で行いました。</p> <p>現状、一筆は田で、私が借りて作っていますが、あとの4筆、作物は作っておられませんが、草刈りもされており、ちゃんと管理された状況となっています。</p> <p>これからは、贈与された農地で一部野菜栽培と、一部樹園地として耕作する予定だそうです。</p> <p>従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長             | 担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。  |
|                 | (なしと言うものあり)  |
| 議 長             | 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。   |
| 9番委員<br>(戸次治夫君) | はい、議長。   |
| 議 長             | はい、9番、戸次委員。  |
| 9番委員            | 従事日数が160日と言われましたが、応援か日雇いか、どのような形の160日と出しておられるのでしょうか。   |
| 10番委員           | <p>御説明いたします。</p> <p>こちらは、譲受人本人が私の近くに住まわれていまして、私も農</p>  |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>作業をしていますが、お手伝いということで常時、来ていただき農作業の玉葱の植え付けの準備等から、水稻の手伝い、あくまでもお手伝いです。</p> <p>頑張って160日程度来ていただいています。</p> <p>あと、自分の所、畑に従事される所も管理するために草刈り等も頑張っておられまして、その日数トータルで160日ということですよ。</p>  |
| 9番委員            | <p>それで農業をやっていかれるようですが、それに伴う農機具等も準備されておられますか？</p>  |
| 10番委員           | <p>こちらのほうも、耕運機とか運搬機、草刈り機とか準備されておりまして、直ぐに作業のほうにかかれる状況となっています。</p>  |
| 9番委員            | <p>はい、意欲があるということで、了解しました。</p>   |
| 10番委員           | <p>よろしく願いいたします。</p>   |
| 議長              | <p>他にございませんか。</p>   |
|                 | <p>(なしと言うものあり)</p>  |
| 議長              | <p>御異議もないようですので、議第62号、農地法第3条の許可申請について、は許可してよろしいですか。</p>   |
|                 | <p>(異議なしと言うものあり)</p>  |
| 議長              | <p>御異議もないようですので、議第62号、農地法第3条の許可申請について、は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第63号、農地法第5条の許可申請について、を議題といたします。</p> <p>1番は、私から説明します。</p>  |
| 1番委員<br>(坂本隆司君) | <p>14ページをご覧ください。</p> <p>議第63号、農地法第5条の許可申請の1番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。</p> <p>土地の所在、2筆あります。</p> <p>地目は台帳が畑、現況、駐車場。</p> <p>2番の方が一部駐車場になっています。</p> <p>現地は、15ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を5日、事務局2名、私達2名と、行政書士の5名で行いました。</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>面積が、2筆で593㎡です。</p> <p>ここは廣島委員が担当ですので、毎年一筆調査で、違反転用で、申請をしてください、という事で言われていて、今回、申請となった所です。</p> <p>一部は、果樹園だったようですが、晩白柚か何かが植わっています。</p> <p>もう一筆は、ここはほとんど駐車場になっています。</p> <p>車が満杯で停めてありますので、やむを得ないかなと思います。</p> <p>顛末書もでております。</p> <p>調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、問題ないと判断して参りましたので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>  |
| 10番委員 | はい、議長。  |
| 議長    | はい、10番、稲田委員にお願いします。   |
| 10番委員 | <p>議第63号、農地法第5条の許可申請、2番についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、14ページをご覧ください。</p> <p>この農地は、先程、事務局から報告がありました、報告事項1の農地転用許可後工事完了報告の農地、今は運動場になっていますが、その隣接する所です。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳、現況共に畑となっています。</p> <p>面積が、313㎡。</p> <p>譲受人の方は、御存じかと思いますが、現在、児童支援施設等の経営をされています。</p> <p>転用目的、転用理由は、申請地に隣接する土地を運動場として利用しているが、児童が活動する面積が手狭ということで、教育・療育のための必要な活動ができるような運動場を拡張したいという事です。</p> <p>農地は第3種農地で、所有権移転です。</p> <p>施設の概要としましては、事業面積313㎡、転用面積313㎡です。</p> <p>資金計画は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地は、17ページの地図をご覧ください。</p> <p>法面の下にありまして、民家数軒と隣接している状態です。</p> <p>現地調査を12月5日、事務局2名と行政書士の方、推進委員の蒔元さんと私の5名で行いました。</p> <p>配置図、排水計画は、18ページに載っていますので、こちらも合わせてご覧ください。</p> <p>現在の状況を見ますと、綺麗に草刈りされていまして、整備された状態でした。</p> <p>地域の住民の方の同意もありまして、周辺に影響もないと思われ</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>ます。</p> <p>従いまして、第5条の許可要件は満たしていると思われまので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p>   |
| 議 長   | <p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願ひします。</p>  |
|       | <p>(なしと言うものあり)</p>  |
| 議 長   | <p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませぬか。</p>  |
| 9 番委員 | <p>はい、議長。</p>   |
| 議 長   | <p>はい、9番、戸次委員。</p>  |
| 9 番委員 | <p>先程、現況は駐車で違反ということで、廣島委員から言われたという事ですが、ここは何回か前を通って、長年このような状況だったと思うのですが、事務局からその点で違反ですから、対策等はどうされたのですか？</p> <p>まず、それをお伺ひします。</p>  |
| 事務局   | <p>事務局のほうからは、特に対応は行っておりませぬでした。</p>  |
| 9 番委員 | <p>畑とは思わなかつたですよ。</p> <p>車が停まっている時点で、駐車場としてしか見ていなくて、初めてこの場所が農地だったんだと気づいたような状況で、以前から、前の委員さんが、どのような形で現地調査をやっていたんでしょうか。</p> <p>確認とれますか。</p>   |
| 事務局   | <p>こちらのほうは、少なくとも平成5年くらいから、30年くらい前から今の状態であつたと伺ひしています。</p>  |
| 9 番委員 | <p>5条申請で出てきて、初めて転用ができたんですが、ちょっとでもこういう状況はあると思うんですよ。</p> <p>それを畑に戻すか、売買して駐車場にするか難しい所ですが、違反ですから委員会からは、戻せと言う事が必要じゃないかなと思ひますが、どうでしょうか。</p>   |
| 議 長   | <p>5条申請なので、取引があつたのかなと思ひて。</p> <p>農地だったけれど、5条申請の仕方が分からなかつたのかなと、その経緯は分からないので。</p> <p>駐車場にしている人と、地主が別で、5条申請をしなければいけない課題なので、30年前の農業委員さんが説明をしていれば出来たのかもしれませんが、それがなされていなかつたという事で。</p> |

|                  |  |
|------------------|--|
|                  | <p>税金は、駐車場で課税されていると思います。</p> <p>持主は、農地の課税だと思っていたかもしれないし、そういうところは、逆に農業委員が指導していかなければいけないなと思います。</p> <p>30年間も我々農業委員が、ほったらかしていたというのは、事務局ではなく、農業委員の責任だと思います。</p> <p>そういうところがあれば、農業委員が5条申請なり、4条申請を進めて指導していくのが農業委員の仕事かなと思います。</p> <p>今回は、こういう形で出来ました、解決したので良かったのかなと思います。</p> <p>こういうのが、まだ結構残っていると思います。</p> <p>我々の代から、違反転用を無くすようなことをして行かなくてはいけないのかなと思います。</p> <p>30年前の農業委員に言ったって始まらないと思いますので、臨機応変に考えてもらえればと思います。</p> |
| 7番委員<br>(山内英明君)  | <p>地主さんに言うの？</p> <p>買う人じゃなくて。</p>  |
| 議 長              | <p>地主さんに言わないと。</p>   |
| 7番委員             | <p>うちの所もあるんですよ。</p>  |
| 議 長              | <p>指導してください。</p>   |
| 28番委員<br>(山澤親徳君) | <p>県外に住んでいる方の農地に、地元の方が、例えば木材とか出す時に、どうしてここを使っているんですか、と聞いたら、自治会長に聞いたらいいでしょうと言った。</p> <p>そういう甘い考えですよ。</p> <p>建設会社だってそうです。</p> <p>県外の方とは、なかなか連絡が上手くいかないですよ。</p>  |
| 議 長              | <p>私達は農業委員で農地だけですので、農地の地主さんだけに連絡をしてもらえればと思います。</p>   |
| 議 長              | <p>他にございませんか。</p>  |
|                  | <p>(なしと言うものあり)</p>   |
| 議 長              | <p>御質疑、御意見もないようですので、議第63号、農地法第5条の許可申請について、は農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。</p>   |
|                  | <p>(異議なしと言うものあり)</p>   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 議 長             | <p>御異議もないようですので、議第63号、農地法第5条の許可申請について、は許可書を交付することに決定します。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第64号、農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。</p> <p>まず、新規設定の1番、再設定の1番と2番の議案を審議した後、新規設定の2番と所有権移転1番の議案を審議いたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>  |
| 8番委員<br>(西本和代君) | はい、議長。  |
| 議 長             | はい、8番、西本委員お願いします。   |
| 8番委員            | <p>議第64号、農用地利用集積計画の申出の1番について、御説明いたします。</p> <p>新規設定になります。</p> <p>借人、貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>台帳現況共に田です。</p> <p>面積は、合計1,640㎡。</p> <p>始期終期は、令和7年1月1日から令和12年12月31日の6年間。</p> <p>利用目的は水稻です。</p> <p>使用貸借権で無償です。</p> <p>借人の方は、自作地が18,905㎡です。</p> <p>借入地が、2,534㎡。</p> <p>息子さんも、お仕事を辞められ、ご自宅の手伝いをされているので、本当の農家の方ですので問題ないかと思えます。</p> <p>貸手の方は、5月12日に連絡があつて、作れないから田を貸したいと、ご相談がありました。</p> <p>その時に事務局にも相談し、申請の用紙を渡しますという事で、5月にお渡ししたんですが、多分、協議されて今、出てきたのだと思えます。</p> <p>場所は、23ページです。</p> <p>依って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長             | 再設定の1番は、私が担当ですので私から説明します。   |
| 1番委員            | <p>貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目、台帳現況共に畑です。</p> <p>面積は、818㎡です。</p> <p>始期終期は、令和7年1月1日から令和11年12月31日までの期間5年。</p> <p>利用目的は、野菜。</p>   |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>借賃は、無償。<br/>         利用権の種類は、使用貸借権です。<br/>         借人の方は、会社を退職され、そら豆等を一生懸命に作って、非常に頑張っておられます。<br/>         申請地は、25ページをご覧ください。<br/>         ここも代々、野菜などを作っておられます。<br/>         何ら問題ないと思います。<br/>         従いまして、旧農地法第18号第3項の各号は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>   |
| 7番委員<br>(山内英明君) | はい、議長。  |
| 議長              | はい、7番、山内委員にお願いします。  |
| 7番委員            | <p>議第64号、農用地利用集積計画の申出の再設定の2番について説明いたします。<br/>         貸人、借人、土地の所在は、議案書21ページに記載のとおりです。<br/>         面積は、525㎡です。<br/>         利用権の始期終期は、令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間です。<br/>         利用目的は、玉葱の栽培です。<br/>         利用権の種類は、使用貸借権です。<br/>         借賃は、無償です。<br/>         借人の農地経営面積は、3,706㎡で、農業従事者は、本人と配偶者の2名。<br/>         お米と玉葱の栽培をされております。<br/>         農業従事日数は、150日となっておりますが、本人は脳梗塞で倒れ、奥さんとアルバイトの従業員と、地域の協力で耕作をしています。<br/>         彼も80歳ですので、5年間の使用期間はいかがかな、と思いますが、頑張られるのではないかなと思います。<br/>         申請地は、26ページに記載されているとおりです。<br/>         玉葱の苗を作っている、その隣の土地になります。<br/>         多分、今年も作られると思いますが、5年の間に次の耕作をされる方を見つけていただければ、よろしいんじゃないかな、と思いますので、よろしくお願いします。<br/>         5年間の利用権の期限が来ましたので、再設定の申出です。<br/>         よって、旧農業経営基盤促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 議長              | 担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。   |

|      |  |
|------|--|
|      | (なしと言うものあり)  |
| 議 長  | 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。   |
|      | (なしと言うものあり)  |
| 議 長  | 御質疑、御意見もないようですので、議第64号、農用地利用集積計画の申出について、の新規設定の1番、再設定の1番と2番については、承認してよろしいですか。   |
|      | (異議なしと言うものあり)  |
| 議 長  | 御異議もないようですので、議第64号、農用地利用集積計画の申出について、の新規設定の1番、再設定の1番と2番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。<br>続きまして、議第64号、農用地利用集積計画の申し出について、の新規の2番の議案を審議いたします。<br>なお、新規の2番の借人である、13番、山下委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、山下委員の退場をお願いします。   |
|      | (山下委員退場)   |
| 議 長  | 新規設定の2番は、私から説明します。   |
| 1番委員 | 議第64号、農用地利用集積計画の申出の2番について、御説明いたします。<br>貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。<br>地目、台帳は田、現況は畑です。<br>面積は、985㎡。<br>始期終期は、令和7年1月1日から令和9年12月31日までの期間3年。<br>利用目的は、野菜。<br>借賃は、無償です。<br>利用権の種類は、使用貸借権です。<br>申請地は、24ページをご覧ください。<br>先月の委員会の後、9日に玉葱を植えてもらいました。<br>これは農業委員会が借りている所です。<br>後先になりましたが、利用権をしておいたほうが良いという事で、利用権をさせていただきました。<br>現在、1ヶ月経ちましたので、生育も順調にしております。<br>従いまして、旧基盤強化法第18条第3項の要件を満たしていると思いますので、御審議の程よろしく願いいたします。 |

|      |  |
|------|--|
|      | 皆さんから質問があればお願いします。   |
| 7番委員 | これは、山下さんが借りていることになっているんですか。  |
| 1番委員 | <p>農業委員会では借りる事はできませんので。</p> <p>周りが荒れている所がいっぱいありますので、ここで玉葱が成功すれば増えてくるのかなと、遊休農地が解消できるのかなと思っています。</p> <p>土地としては良い所ですので、玉葱でも芋でも南瓜でも良いし、いろんな野菜が出来る。</p> <p>日照時間も長いので良い所です。</p>                      |
| 議長   | 御質疑、御意見もないようですので、議第64号、農用地利用集積計画の申出について、の新規の2番については、承認してよろしいですか。   |
|      | (異議なしと言うものあり)  |
| 議長   | <p>御異議もないようですので、議第64号、農用地利用集積計画の申出について、の新規の2番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> <p>山下委員の入場を認めます。</p>   |
|      | (山下委員入場)   |
| 議長   | <p>続きまして、議第64号、農用地利用集積計画の申し出について、の所有権移転の1番の議案を審議いたします。</p> <p>なお、所有権移転を受ける者である、14番、鬼塚委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、鬼塚委員の退場をお願いします。</p>                                       |
|      | (鬼塚委員退場)   |
| 7番委員 | はい、議長。   |
| 議長   | はい、7番、山内委員をお願いします。   |
| 7番委員 | <p>議第64号、農用地利用集積計画の申し出についての所有権移転、22ページ1番を御説明いたします。</p> <p>この申出は、9月10日の議第53号で、元の農地所有者が農業公社へ所有権移転いたしました。</p> <p>今回は、農業公社が新しい耕作者への所有権移転をしましたという御報告になります。</p> <p>土地の所在、地目、面積、利用目的、10a当りの単価、新しく</p> |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>所有権を移転される方は、22ページの議案書に記載されているとおりです。</p> <p>予定としまして、移転期限は12月16日。</p> <p>引き渡し時期は、12月16日。</p> <p>新しい耕作者は、自作地51,765㎡で、世帯員3名で、60歳未満の従事者は2名です。</p> <p>2名で農業に従事されています。</p> <p>購入予定者は、果樹栽培をされております。</p> <p>申請地は、27ページをご覧ください。</p> <p>11月11日に受け手、農業公社の担当者を交えて、確認及び仮契約が行われました。</p> <p>農地中間管理機構特例事業の要件は満たしているということでした。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>   |
|     | <p>(なしと言うものあり)</p>   |
| 議 長 | <p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>  |
|     | <p>(なしと言うものあり)</p>   |
| 議 長 | <p>御質疑、御意見もないようですので、議第64号、農用地利用集積計画の申出について、の所有権移転の1番については、承認してよろしいですか。</p>   |
|     | <p>(異議なしと言うものあり)</p>   |
| 議 長 | <p>御異議もないようですので、議第64号、農用地利用集積計画の申出について、の所有権移転の1番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> <p>鬼塚委員の入場を認めます。</p>  |
|     | <p>(鬼塚委員入場)</p>  |
| 議 長 | <p>次に移ります。</p> <p>議第65号、農用地利用集積等促進計画の申出について、を議題といたします。</p> <p>私が担当ですので、1番から5番まで私から説明します。</p>   |

1 番委員

議第 6 5 号、農用地利用集積等促進計画の申出について、1 番から 5 番まで説明いたします。

まず借り人が同じですので、1 番と 2 番、3 番と 4 番を説明いたします。

貸人、転貸人、転借人、土地の所在は、記載のとおりです。

地目、台帳現況共に畑です。

面積が、4, 4 2 6 m<sup>2</sup>。

始期終期は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 1 7 年 1 月 3 1 日まで、期間 1 0 年。

利用目的は、果樹。

借賃は、議案書記載のとおりです。

利用権は、賃借権です。

2 番、貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。

地目、台帳現況共に畑で、果樹園です。

面積が、5, 5 9 1 m<sup>2</sup>。

始期終期は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 1 7 年 1 月 3 1 日までの期間 1 0 年。

利用目的は、果樹。

借賃は、議案書記載のとおりです。

利用権の種類は、賃借権です。

転借人の方は、新規就農で移住です。

申請地は、1 番が 3 1 ページをご覧ください。

上のほうが新規就農で、東京から移住された方が作っておられます。

下のほうが、廃園になっていますので、この土地は造成して、しらぬいのハウスを作る予定だそうです。

2 番が、山に登ってもらい一番頂上です。

これも、市外の人が入植されていて、農協事業のリリーフ園で取り扱いですので順調にいておるのかな。

収益は、まあまあで出来ますのでいいのかなと思っています。

よって、農地中間管理事業の推進に係る基準法律第 1 8 条第 5 項の条件は満たしており、各要件に照らし合わせたところ、特に問題ないと考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。

続きまして、3 番と 4 番を説明いたします。

貸人、転貸人、転借人、土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳現況共に畑です。

面積が、6 7 3 m<sup>2</sup>。

始期終期は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 1 7 年 1 月 3 1 日までの期間 1 0 年。

利用目的は、果樹。

借賃は、議案書記載のとおりです。

利用権の種類は、賃借権です。

4 番、これも貸人、転貸人、転借人、土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳現況共に畑で、果樹園です。

面積が、3, 6 7 1 m<sup>2</sup>。

|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | <p>始期終期は、令和7年2月1日から令和17年1月31日までの期間10年。</p> <p>利用目的は、果樹。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>借人の方も、新規就農で4年目に入りました。</p> <p>そら豆を中心に、野菜だけ栽培をされておりますが、みかんもやりたいという事です。</p> <p>これも3番は、農協のリリーフ園で管理されていたところですが、4番は、貸人の方が高齢で作付け出来ないという事で、借人が受けたところですが。</p> <p>申請地は、33ページをご覧ください。</p> <p>左のほうへ上がってもらい50mくらいの所です。</p> <p>現在、一筆は、甘夏園です。管理もされています。</p> <p>一筆は、農協がリリーフ園で管理されていたところですので、何ら問題ないと思います。</p> <p>若手が頑張っていて、利用権をされていますので、我々も助かっています。</p> <p>よって、農地中間管理事業の推進に係る基準法律第18条第5項の条件は満たしており、各要件照らし合わせたところ、特に問題ないと考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして5番の説明をいたします。</p> <p>貸人、転貸人、転借人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>6筆あります。</p> <p>地目は、5番を除いて台帳は田、5番が畑です。</p> <p>現況は、全て畑です。</p> <p>面積は、6筆合わせて2,553㎡。</p> <p>始期終期は、令和7年2月1日から令和12年1月31日までの期間5年。</p> <p>利用目的は、芋です。</p> <p>借賃は、無償で使用賃借権です。</p> <p>借人も新規就農で、今年で5年目になります。</p> <p>玉葱、そら豆、スイートコーン等、非常に頑張っておられます。</p> <p>自作地は少ないのですが、農地を持っていませんので、賃借権のほうでやられています。</p> <p>弟さんと2人で頑張っておられます。</p> <p>申請地は、差し替えのほうをご覧ください。</p> <p>先月、借りたのが、報告事項の2で出ました、この右側です。</p> <p>別で芋を作っていたんですが、水はけが悪く、こちらのほうに芋を移していきたいという事で、今回、利用権をされました。</p> <p>芋のほう畑を選びますので、芋づくりも難しい。</p> <p>栽培が楽なので、土さえ合えば利益が上がりますので。</p> |
| <p>3番委員<br/>(中村清治君)</p> | <p>猪は大丈夫ですか。</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 1 番委員 | いや、焼酎芋ですね。  |
| 7 番委員 | いや、猪ですよ。  |
| 1 番委員 | <p>猪は来ていますので、現地調査をしたときも、鹿も猪の糞もありましたので。</p> <p>ここの手前の所が、保全になっています。</p> <p>保全になっていますが作物が出来ないような所ですので、ここを駐車場として、ここから電柵を掛けていく対策を立てていかないと、芋は猪が入ったら全滅ですので、その為にはここを保全しながらやっていかないと難しいのかなと思います。</p> <p>若手で頑張ってくれていますので、助かっています。</p> <p>ここの一帯が、合わせて80aくらいになります。</p> <p>いい面積になってきています。</p> <p>よって、農地中間管理事業の推進に係る基準法律第18条第5項の各条件は満たしており、各要件に照らし合わせたところ、特に問題ないと考えますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p> |
| 議 長   | 担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。<br>西本委員からなにかありませんか。   |
| 8 番委員 | 是非、頑張ってもらいたいと思います。  |
|       | (なしと言うものあり)   |
| 議 長   | 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。  |
|       | (なしと言うものあり)   |
| 議 長   | 御質疑、御意見もないようですので、議第65号、農用地利用集積等促進計画の申出について、は承認してよろしいですか。  |
|       | (異議なしと言うものあり)   |
| 議 長   | <p>御異議もないようですので、議第65号、農用地利用集積等促進計画の申出について、は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第18回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>  |

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員